

令和4年度 第1回総合教育会議資料

1. 長期欠席・いじめ等の状況について

(資料1)

2. 部活動の地域移行について

(資料2)

令和4年12月23日

教 育 委 員 会



令和4年度 長期欠席者等の状況

資料1

(単位:人)

区分	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小 学 校	長期欠席者の状況	不登校数(年間欠席累計30日以上)	0	1	3	5	5	6	6	10			
		1年生	0	0	0	0	0	0	0	0			
		2年生	0	0	1	1	1	1	1	3			
		3年生	0	0	0	0	0	0	0	0			
		4年生	0	0	1	1	1	1	1	1			
		5年生	0	1	1	1	1	1	1	3			
		6年生	0	0	0	2	2	3	3	3			
	休み 徒が のち な 況 児 童 生	病欠欠席数(30日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0			
		経済的理由欠席数(30日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0			
		その他の理由欠席数(30日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0			
		不登校相当数 〔欠席日数+別室登校日数 +(遅刻+早退日数)÷2=30日以上〕		0	0	0	0	0	2	1			
	標準 不登校数 〔欠席日数+別室登校日数 +(遅刻+早退日数)÷2=15日以上〕		0	2	3	2	5	6	6	6			
		別室(保健室等)登校数	0	1	1	0	0	0	0	0			
中 学 校	長期欠席者の状況	不登校数(年間欠席累計30日以上)	0	4	7	7	7	12	14	15			
		1年生	0	0	1	1	1	2	4	5			
		2年生	0	1	1	1	1	5	5	5			
		3年生	0	3	5	5	5	5	5	5			
	休み 徒が のち な 況 児 童 生	病欠欠席数(30日以上)	0	0	1	1	1	1	1	1			
		経済的理由欠席数(30日以上)	0	0	0	0	0	0	0	0			
		その他の理由欠席数(30日以上)	0	0	0	0	0	2	2	2			
		不登校相当数 〔欠席日数+別室登校日数 +(遅刻+早退日数)÷2=30日以上〕		0	1	1	5	0	0	1			
	標準 不登校数 〔欠席日数+別室登校日数 +(遅刻+早退日数)÷2=15日以上〕		5	5	4	8	4	4	3	7			
		別室(保健室等)登校数	0	0	0	0	1	1	0	0			

いじめの状況

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小 学 校	当月に組織で認知したいじめの件数 (一人の児童生徒の複数事案もカウント)	0	0	2	0	0	1	2	0				件
	いじめ発生件数の累計(4月～当月)	0	0	2	2	2	3	5	5				件
	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」	①法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の疑い	0	0	0	0	0	0	0				件
		②法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の疑い	0	0	0	0	0	0	0				件
		合 計	0	0	0	0	0	0	0				件
	いじめの認知件数(いじめを受けた実人数)	0	0	2	2	2	3	5	5				人
	当月新規数(内数)	0	0	2	0	0	1	2	0				人
	いじめの解消	①いじめの認知件数(いじめを受けた実人数)に対する当月までの解消数の累計		0	0	0	0	2	2				人
		②継続指導中	0	0	2	2	2	3	3				人
		③解消率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	40.0				%
	前年度から継続	①前年度分の当月の解消数	0	0	0	0	0	0	0				件
	0	②前年度分の継続指導中	0	0	0	0	0	0	0				件
		③前年度分の解消率	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				%
中 学 校	当月に組織で認知したいじめの件数 (一人の児童生徒の複数事案もカウント)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	いじめ発生件数の累計(4月～当月)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」	①法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の疑い	0	0	0	0	0	0	0				件
		②法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の疑い	0	0	0	0	0	0	0				件
		合 計	0	0	0	0	0	0	0				件
	いじめの認知件数(いじめを受けた実人数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	当月新規数(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	いじめの解消	①いじめの認知件数(いじめを受けた実人数)に対する当月までの解消数の累計		0	0	0	0	0	0				人
		②継続指導中	0	0	0	0	0	0	0				人
		③解消率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				%
	前年度から継続	①前年度分の当月の解消数	0	0	0	2	0	0	0				件
	2	②前年度分の継続指導中	2	2	2	0	0	0	0				件
		③前年度分の解消率	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0				%

暴力行為の状況

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	① 対教師暴力(当月のべ件数)	0	0	1	0	0	0	0	0				件
	①-1 対教師暴力加害児童数(実人数)	0	0	1	1	1	1	1	1				人
	当月新規数(内数)	0	0	1	0	0	0	0	0				人
	② 生徒間暴力(当月のべ件数)	2	0	1	0	0	1	1	0				件
	②-1 生徒間暴力加害児童数(実人数)	2	2	2	2	2	3	4	4				人
	当月新規数(内数)	2	0	0	0	0	1	1	0				人
	③ 対人暴力(当月のべ件数)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	③-1 対人暴力加害児童数(実人数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	当月新規数(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	④ 器物損壊(当月のべ件数)	0	0	1	1	0	0	0	0				件
中学校	④-1 器物損壊加害児童数(実人数)	0	0	1	2	2	2	2	2				人
	当月新規数(内数)	0	0	1	1	0	0	0	0				人
	暴力行為件数の総数	2	0	3	1	0	1	1	0				件
	① 対教師暴力(当月のべ件数)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	①-1 対教師暴力加害児童数(実人数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	当月新規数(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	② 生徒間暴力(当月のべ件数)	0	0	0	0	0	0	0	1				件
	②-1 生徒間暴力加害児童数(実人数)	0	0	0	0	0	0	0	1				人
	当月新規数(内数)	0	0	0	0	0	0	0	1				人
	③ 対人暴力(当月のべ件数)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	③-1 対人暴力加害児童数(実人数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	当月新規数(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	④ 器物損壊(当月のべ件数)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	④-1 器物損壊加害児童数(実人数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	当月新規数(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0				人
	暴力行為件数の総数	0	0	0	0	0	0	0	1				件

非行等の状況

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	授業抜け出し	0	0	1	0	0	0	0	0				件
	授業妨害	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	窃盗・万引き	0	0	1	0	0	0	0	0				件
	金銭強要(加害)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	家出・無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	性非行(不純異性交遊等)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
中学校	授業抜け出し	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	授業妨害	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	窃盗・万引き	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	金銭強要(加害)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	飲酒・喫煙	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	家出・無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	性非行(不純異性交遊等)	0	0	0	0	0	0	0	0				件

その他

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	盗難・金銭強要(被害)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	不審者による連れ去り、声がけ等	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	虐待及び虐待の疑い	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	その他(SNSTラブル、震災起因の心のケア等)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
中学校	盗難・金銭強要(被害)	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	不審者による連れ去り、声がけ等	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	虐待及び虐待の疑い	0	0	0	0	0	0	0	0				件
	家庭内暴力	0	0	0	0	0	0	0	1				件
	その他(SNSTラブル、震災起因の心のケア等)	0	0	1	1	1	0	1	0				件

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体格格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

（主な内容）

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

（主な内容）

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化芸術担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

（主な内容）

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める

※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保

- ・令和5年度～令和7年度までの3年間で改革集中期間として重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

（主な内容）

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（案）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アスリート等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

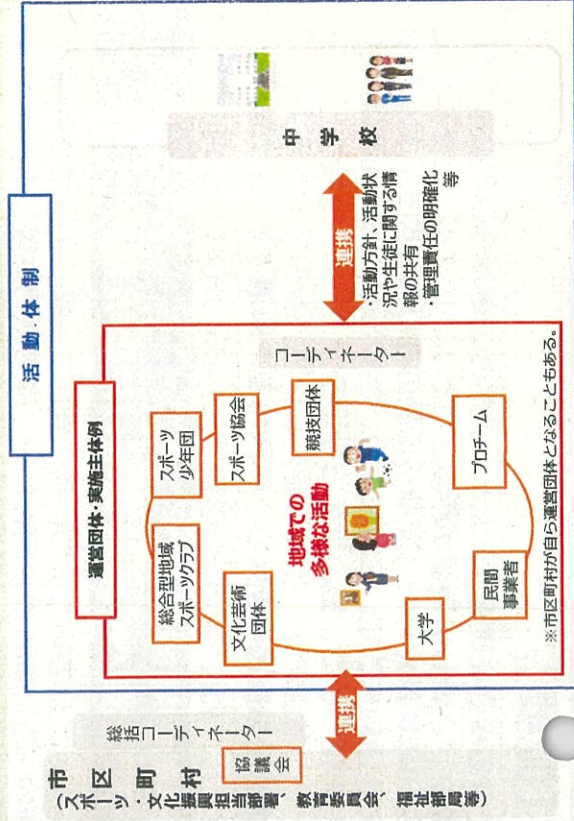
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の地域クラブ活動

① 地方公共団体が運営団体の場合

市区町村が、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携

指導者

学校施設

野球

バスケットボール

吹奏楽

バレーボール

複数種目

レクリエーション

参加

〇〇中学校

△△中学校

◆◆中学校

② 多様な組織・団体が運営団体の場合

社会体育施設

演劇クラブ

指導者

スイミングスクール

指導者

総合型地域スポーツクラブ

指導者

野球チーム

複数種目

サッカーチーム

体験型キャンプ

公民館

民間スポーツ・文化施設

参加

〇〇中学校

△△中学校

◆◆中学校

学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

地域の人材

部活動指導員の配置

指導

野球

バスケットボール

吹奏楽

.....

参加

△△中学校

◆◆中学校

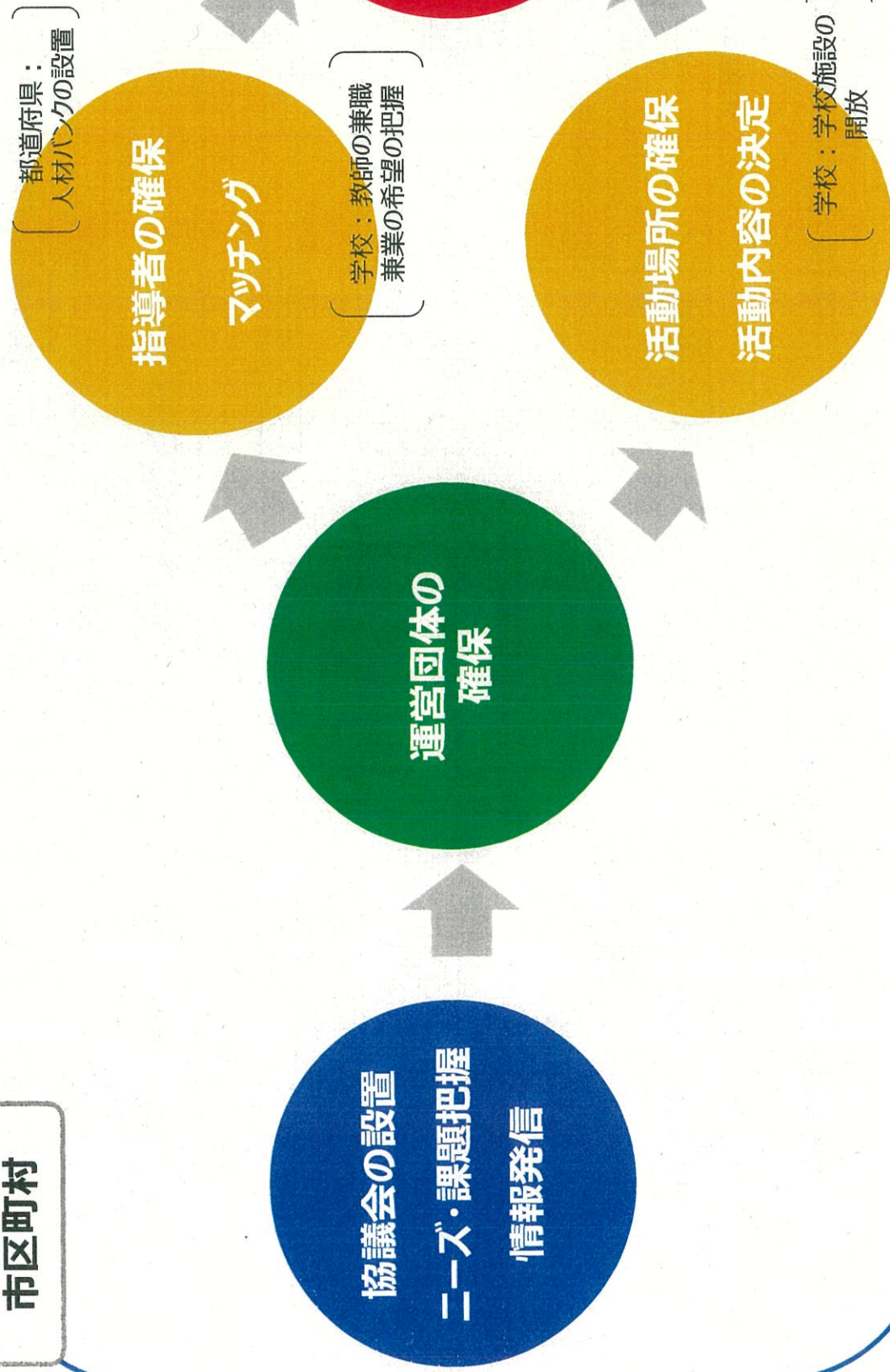
※必要に応じて
合同部活動の導入

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて 情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、 協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて 情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体との マッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の 活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における 活動内容を決定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の 質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決 定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知